メンタルコーチ等活用事業補助金交付要項

1 目 的

宮崎県競技力向上対策基本方針に基づき、本県競技力の向上を図る。

2 補助対象

国民体育大会の競技力向上のために下記の取組を必要とする競技団体

- (1) 国民体育大会で活躍が期待できる選手が、自分の力を発揮できるようにするための継続的なメンタルトレーニング等
- (2) 選手の力を発揮させるためのメンタルトレーニング等指導者講習会
- 3 補助対象経費
 - (1) 交通費 講師の旅費
 - (2) 宿泊費 講師の宿泊費 (県内外一泊9,800円(税込)以内を原則とする)
 - (3) 使用料賃借料 会場使用料等
 - (4)報償費 指導に伴う講師謝礼 ※上限1回20,000円とする。
 - (5) 需用費 競技用消耗品費、印刷製本費等
 - (6) 役務費 手数料等

4 事務手続き

希望調查書提出 競技団体は、指定期日までに本会へ別紙様式を提出する。(令和5年4月27日締切) 審議、決定 希望調査に基づき強化・育成委員会で対象競技団体、補助金の額等を決定する。 補助金の内示 本会から関係競技団体に補助金額等を内示する。 補助金申請 関係競技団体は本会へ補助金交付申請書を提出する。 補助金交付 本会は関係競技団体へ交付決定を通知する。 同時に関係競技団体の口座に補助金を振り込む。 事 業 実 施 (令和5年4月1日~令和6年2月末日) 事業実績報告 競技団体は、事業終了後30日以内(但し3月10日まで)に本会へ報告する。

5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

- 6 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

確 定 通 知 本会から関係競技団体へ額の確定通知を行う。

平成31年4月1日一部改正

令和 3年4月1日一部改正

令和 5年4月1日一部改正